

2月の無料相談

※2月11日(木・祝)は除きます。

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 25日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	16日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	17日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウラ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること (県委嘱相談員)、(弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	8日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	12日(金)・19日(金)	14:00~16:00 土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	22日(月)	10:00~12:00	

■女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウラ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制	
	13日(土)	10:00~15:00			
法律相談	25日(木)	13:30~15:30			法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00			法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	12日(金)・26日(金)	13:00~16:00			仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻く さまざまな悩みごと(専門相談員)予約制
DVヘルプライン(電話相談)	18日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること	

20歳になったら契約も自己責任
~知ることは最大の武器~

消費生活センターから

☎823-3928

未成年とは違い、20歳になると自分の意思で自由に契約することができます。契約とは法律で拘束される約束です。誰とどんな内容で契約するかは、当事者間で自由に決めることができます。断るのも自由です。しかし、成立した契約を守らないと、裁判に訴えられる可能性があります。今回は若者がターゲットになりやすい商法を紹介します。知ることは最大の武器です。

1. デート商法

電話で女性に“アンケートに答えてほしい”と呼び出された。会って話すうちに打ち解けた雰囲気になり、自分がデザインした宝石を見てほしいとビルの一室に案内された。そこで高額な宝石の購入を勧められ、断りにくい状況になり契約してしまった。その後女性とは連絡が取れなくなった。

2. マルチ商法

知人に“儲かる話がある”と誘われて出向いたら、

ネットワークビジネスの説明会だった。成功者の話で盛り上がり高揚した雰囲気にもまれてしまい、自分にもできる気がした。借金をして健康食品を購入、販売員になり友人に勧めてみたが、思うように売れない。借金と在庫を抱え、友人関係も壊れてしまった。

□最新被害情報

就職活動中の学生を対象に“就職に有利”と英会話教室や自己啓発セミナーなどに強引に勧誘するトラブルが相次いでいます。

□被害にあわないために

- その場で契約をしない。
- その契約がいま必要かよく考える。
- きっぱりと断る勇気を持つ。

契約してしまっても勧誘状況によっては救済の余地があります。困ったときは迷わず消費生活センターに相談しましょう。